

目黒区自転車安全利用促進条例（仮称）
の基本的考え方

令和元年 9 月
目 黒 区

1 区条例制定の経緯

(1) 背景等

区は、交通安全対策として、平成28年4月に策定した「第9次目黒区交通安全計画」に基づき、交通安全教室の開催、区報及びホームページなどで交通ルールや運転マナーの啓発等に取り組んでいます。また、自転車の利活用を進めるため、自転車走行環境の整備や自転車シェアリング事業に取り組んでいるところです。

一方、自転車利用に関しましては、信号無視、車道の右側走行、歩行通行の妨害など、交通ルール違反やマナー無視といった危険な状態が見受けられます。区内では、平成30年に発生した約500件の交通事故のうち、自転車に関与する事故は約4割を占めています。自転車事故では、歩行者との衝突事故で、9千万円を超える損害賠償の支払いが命じられた事例もありますが、自転車保険の加入率は都内では約5割に止まっている状況です。

このような状況を踏まえまして、交通ルールや運転マナーを知り、守るといった自転車の安全利用に結び付けていくとともに、自転車保険の加入やヘルメット着用などを促進していくため、条例の制定を見据え自転車の安全利用促進に関する仕組みづくりの検討を進めてきました。

(2) 区条例制定の必要性

本区の道路は、区道の平均幅員が約4.8mと狭く、坂道や交差点が多く存在します。一方、最近では電動アシスト自転車やサイクルスポーツ車など、スピードの出る自転車も多く利用されています。

このような状況の中、自転車利用における安全意識を高めるためには、区民等が交通ルールや運転マナーを知り、そして守るといった意識改革が最も重要であると考えています。

東京都では、広域的な自治体として、平成25年7月に「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(以下「都条例」という。)を施行し取組を進めていますが、都内における自転車事故の増加や高額な損害賠償命令の事例を踏まえ、自転車保険の加入を努力義務から義務化について、来年春頃の施行を目指しています。

自転車保険は、万が一事故等が発生した場合の対応策です。保険に加入していれば問題ないといった風潮になる可能性も懸念されますが、最も重要なことは、区民一人ひとりが交通ルールや運転マナーを守り交通安全対策に心がけ、事故等を起こさないことです。区としましては、きめ細かな普及啓発等の取組を促進する必要があると考え、都条例との整合性を図りながら、区内の道路や事故等の状況、区民の意見等を踏まえ、自転車の安全利用の促進を図るため区条例を制定するものです。

そこで、区条例の制定に向け、基本的考え方を取りまとめました。

2 自転車安全利用促進（区条例）の基本的考え方

(1) 交通ルール・運転マナーの認知度向上

①現状・課題	②検討すべき対応策	③基本的考え方 条例への移行
<p>ア ルール・マナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールが認知されていない ・停止線で一時停止しない ・信号を無視している ・車道の右側走行している ・猛スピードで走行している ・一方通行路は車の進行方向と逆方向に走行できる <p>イ 取締り等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察は定期的に交通違反者を取り締まっている ・東京都は試行として区市に交通指導員を派遣している <p>ウ 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生、大学生、大人への情報発信が少ない ・高齢者もインターネット活用機会が多くなっている ・めぐろ区報や区主催の説明会など単独による掲載や開催が多い 	<p>ア ルール・マナー周知の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルール違反は罰せられることを強調した罰則規定の周知 ・自転車走行が歩行者に与える不安感や危険性の周知 ・著名人登用など印象に残るポスター・広告等の作成、掲示 ・デザインキャラクターによる街頭やイベントにおける活動 ・区道の狭さと安全運転の大切さを組み合わせた広報活動 <p>イ ルール・マナー認知の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通違反者に対する取締りの継続 ・ルール・マナーが理解されるよう街頭での呼び掛け ・交通指導員の導入検討 ・アンケート調査など、ルール・マナーに関する意識調査の実施 <p>ウ 情報発信の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン等で検索できるルール・マナーの情報発信 ・自転車安全利用五則やルール、マナーが検索しやすくなる情報発信 ・めぐろ区報への1面掲載や他の記事と関連づけた発行 ・防犯対策の説明会など様々な機会の活用による啓発 ・区と警察が連携し、出張による教育、啓発 	<p>ア 区の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、安全運転の大切さを理解してもらうため意識改革への取組を行う ・区は、ルール・マナーの認知度が高まる情報発信を行う ・区は、様々な機会を捉え交通安全に関する啓発や教育活動を行っていく <p>イ 自転車利用者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者は、ルール・マナーを守り、歩行者に配慮した安全な運転を行う <p>ウ 保護者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、家庭内で子どもへの安全教育に努める

(2) 啓発・教育活動

①現状・課題	②検討すべき対応策	③基本的考え方
		条例への移行
<p>ア 啓発・教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生、大学生、大人への教育機会が少ない ・区外に在勤、在学する区民への教育、啓発の機会が少ない ・保育園等の保護者に対する意識啓発の機会が少ない ・成長（園児、学生、大人）段階にあわせた教育機会が確保されていない ・入園、入学した園児や児童その保護者に対する交通安全教育の継続が必要 ・保育園の保護者懇談会において保護者に啓発を行っている ・他区は実技指導後に「子ども免許証」を発行している ・高齢者が関与する自転車事故が見受けられる <p>イ 電動アシスト自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動アシスト自転車のスピード走行が見受けられる <p>ウ 整備不良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキなど整備不良による事故が見受けられる <p>エ 駐輪時の施錠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未施錠による盗難が発生している <p>オ 放置自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅付近を中心に放置自転車が後を絶たない <p>カ 関係機関、関係団体の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区、警察、学校・PTA、町会・自治会、住区住民会議等と連携し安全教育を行っている 	<p>ア イベント活用による周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の日、交通安全の日、自転車月間にあわせた交通安全イベントを実施 ・様々なイベントを利用した交通安全の啓発チラシを配布 <p>イ 幼児、小・中学生・保護者への教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども免許証の発行も考慮した交通安全教育、啓発活動の継続 <p>ウ 高校、大学生、大人への教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭を活用した交通安全に対する啓発活動 <p>エ 高齢者への教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力や視力の低下が事故につながることの周知 <p>オ 電動アシスト自転車対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピード走行が与えている不安感や危険性を周知 ・安全利用を促すチラシ等の作成、配布 <p>カ 点検整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検や整備の必要性を周知 <p>キ 自転車の施錠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等駐車場における自転車駐輪時の施錠呼び掛け <p>ク 放置自転車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区による撤去活動の継続及び関係機関、関係団体との連携（目黒区交通安全計画で整理） <p>ケ 連携の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区、警察、学校・PTA、町会・自治会、住区住民会議等が連携した安全教育の継続 	<p>ア 区の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、安全運転の大切さを理解してもらうため意識改革への取組を行う（再掲載） ・区は、ルール・マナーの認知度が高まる情報発信を行う（再掲載） ・区は、様々な機会を捉え交通安全に関する啓発や教育活動を行っていく（再掲載） ・区は、成長にあわせた安全教育を推進していく ・区は、自転車の点検、整備を呼び掛けていく ・区は、駐輪時の施錠を呼び掛けていく <p>イ 保護者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、家庭内で子どもへの安全教育に努める（再掲載） <p>ウ 事業者等の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び自転車貸出業者は、従業員、利用者にはルール・マナーに関する啓発及び教育活動に努める <p>エ 学校長の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校長は、児童・生徒・学生にルール・マナーに関する啓発及び教育活動に努める <p>オ 区民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民は区が実施する施策に協力するよう努める <p>カ 連携による啓発、教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区、警察、学校・PTA、町会・自治会、住区住民会議等は、連携して啓発及び安全教育に努める

(3) 自転車保険加入の義務化

①現状・課題	②検討すべき対応策	③基本的考え方
		条例への移行
<p>ア 事故発生リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 千万円を超える損害賠償命令が出されている ・ 都内では自転車保険の加入率が約 5 割に止まっている ・ 自転車保険への加入意識が低い 	<p>ア 生活への影響を周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額な損害賠償が命じられていることを紹介 ・ 被害者救済の観点から保険加入の大切さの周知 ・ 事故発生を起こした際の生活への影響などリスクの周知 <p>イ 保険加入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の種類や内容が分かるよう一覧表の作成、周知 ・ 自転車保険加入確認の機会を確保 ・ 自転車保険加入促進のため保険会社との連携 <p>ウ 自転車販売店への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車保険加入促進のため自転車販売店への協力依頼 <p>エ 加入確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車保険の加入チェックシートを作成、配付及び表示物による加入状況の把握 	<p>ア 区の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区は、安全運転の大切さを理解してもらうため意識改革への取組を行う（再掲載） ・ 区は、ルール・マナーの認知度が高まる情報発信を行う（再掲載） ・ 区は、様々な機会を捉え交通安全に関する啓発や教育活動を行っていく（再掲載） ・ 区は、保険加入が確認できる機会の確保に努める ・ 区は、自転車利用者、保護者、事業者（従業員）、自転車貸付業者等に対し自転車保険加入の義務を周知する ・ 区は、自転車保険加入状況の把握に努める <p>ただし、自転車保険の未加入に対する罰則は科さない</p> <p>イ 自転車利用者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用者は、保険加入の有無を確認し、未加入の場合は加入する <p>ウ 保護者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者は、子どもの自転車の保険加入有無を確認し、未加入の場合は加入する <p>エ 事業者等の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者、自転車貸出業者は、保険加入の有無を確認し、未加入の場合は加入する <p>オ 学校長の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長は、児童・生徒・学生及び保護者に対して、自転車保険に関する情報を提供する <p>カ 自転車販売店の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車販売店は、自転車購入時等に保険加入を確認し、加入に関する情報を提供する

(4) ヘルメット着用の推進

①現状・課題	②検討すべき対応策	③基本的考え方
		条例への移行
<p>ア ヘルメットの着用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車事故による死亡者の約6割は頭の傷が致命傷である ・ヘルメットをしていない場合の致死率は着用時の約2.5倍となっている ・道路交通法では、13歳未満の子どもの保護者に対し、ヘルメットを子どもに着用させる努力義務を定めている ・小中学校等によるヘルメット着用指導状況が把握できていない <p>イ 用品の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットの種類、安全基準、価格など自転車利用者に浸透していない 	<p>ア ヘルメット着用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園児の送迎時等、同乗している子どもへのヘルメット着用の大切さを啓発 ・自転車事故による致命傷やヘルメット未着用のリスクを紹介 ・小中高校等にヘルメット着用指導の実態調査 <p>イ 用品の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメットの種類、安全基準、価格などの紹介 ・ヘルメットの試着機会の確保 <p>ウ 自転車販売店との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット着用の理解を進めるための自転車販売店との連携 ・ヘルメット着用を進めるための自転車販売店との連携 <p>エ 補助金制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット購入に係る補助金制度の検討 	<p>ア 区の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、安全運転の大切さを理解してもらうため意識改革への取組を行う(再掲載) ・区は、ルール・マナーの認知度が高まる情報発信を行う(再掲載) ・区は、様々な機会を捉え交通安全に関する啓発や教育活動を行っていく(再掲載) ・区は、ヘルメット着用の必要性を周知する ・区は、ヘルメット着用の普及啓発に努める <p>イ 自転車利用者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内を走行する全ての自転車利用者は、ヘルメット着用に努める <p>ウ 保護者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、子どもが自転車を利用する際、ヘルメット着用を促す ・保護者は、保護者の自転車に子どもを乗せる際、子供のヘルメット着用に努める <p>エ 事業者等の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び自転車貸出業者は、自転車乗車時のヘルメット着用を助言する <p>オ 学校長の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校長は、自転車を利用する児童・生徒・学生に対して、自転車乗車時のヘルメット着用を助言する <p>カ 自転車販売店の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車販売店は、購入者に対し、ヘルメット着用を助言する